

## 地方財政の充実・強化を求める意見書

地方においては、アベノミクス効果が十分届いているとはいえ、逆に消費増税とエネルギー・食料などの物価上昇により、市民生活は厳しさを増している状況にある。

こうした中、人口減少と少子高齢化への対応、子育て・医療・介護など社会保障の充実、雇用の確保など地域を守るセーフティネットとしての地方自治体の果たす役割と使命はますます大きくなっており、「地方創生」を進めるためにも、地方財政の充実・強化が絶対に必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

### 記

1. 地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。
2. 平成27年度地方財政計画の策定に当たっては、人口減少や少子高齢化及び集落維持に対応した施策の充実、医療・介護・子育て支援分野の人材確保、地域経済を支える農林水産業の再興と中小企業の振興、環境・新エネルギー対策、防災の強化など今後増大する財政需要を的確に取り入れ、地方税・地方交付税等の一般財源を確保すること。
3. 地方財政計画における歳出特別枠及び地方交付税の別枠加算については、地域経済の基盤強化、雇用対策の観点から措置されたものであることから、これを堅持すること。
4. 地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。なお、財源不足は、臨時財政対策債による補てんではなく、地方交付税の法定率引き上げにより対応すること。
5. 面積が広大でありながら人口が少ない自治体に配慮した再分配機能の強化につながる算定方法など地方交付税制度の見直しを引き続き進めること。
6. 地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いてはならないこと。
7. 法人実効税率の見直しについては、地方法人課税が貴重な地方税財源になっていることや、国税である法人税が地方交付税の原資となっていることを踏まえ、課税ベースの拡大などを通じ、地方税財源の確保を図った上で、地方財政に影響を与えないようにすること。

8. 償却資産に係る固定資産税については、市町村の基幹税であり安定した不可欠の税収であることから、現行制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年10月2日

島根県雲南市議会